

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

産業振興部 商工振興課

許認可等の内容		商工会の定款の変更の認可
根拠法令等及び条項		商工会法 第44条第2項
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	日
審査 基準	根拠条項	商工会法 第44条第2項
	参考事項	商工会法施行規則 第4条第1項 商工会法第60条 商工会法第60条の規定により都道府県が処理する事務に関する政令 栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>1 商工会の定款の変更に対する認可（法第44条第2項）</p> <p>商工会会長は、総会において定款の変更の決議があったときは、遅滞なく、申請書に変更の理由及び下記の事項を記載した書面を添附して、市長に定款の変更の認可を申請しなければならない。</p> <p>(1) 変更しようとする事項</p> <p>(2) 変更の決議をした総会又は総代会の議事の経過</p> <p>(3) 定款の変更が地区に係るものであるときは、会員及び会員たるべき者の氏名及び住所並びに地区内において、引き続き6か月以上営業所、事務所、工場又は事業場を有する商工業者の2分の1以上が会員となるものであることを証する事項</p> <p>2 商工会の定款変更の認可の申請（施行規則第4条第1項）</p> <p>法第44条第2項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 変更しようとする事項</p> <p>二 変更の決議をした総会又は総代会の議事の経過</p> <p>三 定款の変更が地区に係るものであるときは、会員及び会員たるべき者の氏名及び住所並びに法第44条第4項において準用する法第23条第2項第2号の規定に適合していることを証する事項</p>	